

下越病院における後発医薬品の使用と一般名処方について

《後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは》

先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。先発医薬品より安価で、効き目や安全性は先発医薬品と同等であり幅広く使用されています。

《一般名処方とは》

お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することです。処方せんに【般】+「一般的名称(成分)」+「剤形」+「含量」と記載されます。有効成分が同一の医薬品が複数あれば先発医薬品、後発医薬品をご自身で選ぶことができます。

※当院は後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。また外来における院外処方については一般名処方を推進しています。

※後発医薬品を含む医薬品の採用は当院の薬事委員会で審議され決定しています。また供給困難な医薬品についても代替薬の提案を行っています。決定事項は医師をはじめ関係部署に報告され、診療計画に生かしています。

※医薬品の供給状況により使用するお薬を見直す(変更する)場合があります。変更する場合は説明しますのでご安心ください。またご不明な点がありましたらお声がけください。

2024年6月